

月刊 東洋療法

2022 336
4.1 発行
公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会

ご協力をお願い

調査対象に選ばれた世帯に、4月中旬頃から調査員が伺います。

調査員が伺った際には、調査へのご協力・ご回答をお願いいたします。



国民生活基礎調査とは

厚生労働省は「統計法」に基づき、3年に一度、大規模な調査を実施し、間の各年は簡易な調査を実施しています。調査対象は全国から無作為に抽出しており、令和4年(2022)調査では、約27万7千世帯が対象で、以下の5種類の調査票を用います。

- 【世帯票】世帯構成などに関する調査票
- 【健康票】世帯の人の健康状態などに関する調査票
- 【介護票】要介護者の状況などに関する調査票
- 【所得票】世帯の所得に関する調査票
- 【貯蓄票】世帯の貯蓄の状況に関する調査票

※調査に携わる全ての者に守秘義務が課せられています。
調査票に記入された個人情報は、統計を作成する目的のみに使用され、統計作成以外の目的に使用することは絶対ありません。

2022年(令和4年)
国民生活基礎調査
ご協力をお願いいたします。

国民生活基礎調査 | 厚生労働省 | 政府統計

国民生活基礎調査の目的

下の例のような行政上の施策に取り組むためには、まず、皆さまの生活の実態を正しく知ることがどうしても必要となります。この調査は、その基礎資料を得ることを目的として行う重要な調査です。

少子化対策の基礎資料として		急速に進行する少子化に対応するため、子どもが心身共に健やかに育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会を構築するための環境づくりに取り組んでいます。
高齢社会対策の基礎資料として		活力ある高齢社会を実現するため、高齢者の方が地域で活躍できる社会づくりや、介護が必要になってもできるかぎり自立して暮らせる環境づくりに取り組んでいます。

詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/kokuminseikatsu.html>

動画による解説ページ(YouTube)

<https://www.youtube.com/watch?v=dPfd8vsadXE>

令和4年(2022) 国民生活基礎調査

令和3年度 第7回理事会【ハイブリッド会議】開催

～令和4年度 事業計画案・予算案を承認～

令和4年3月10日12時30分よりコモレ四谷タワーコンファレンスにて、令和3年度第7回理事会が開催され、理事20名(内オンライン9名)、監事3名(内オンライン3名)、協同組合高野理事長が出席した。業務執行理事は、公益各事業の業務執行状況を報告した後、令和4年度の事業計画案、及び予算案について討議された。

1) 令和4年度 定時総会について

日時：5月22日 13時から17時(12時会場受付開始)
会場：ホテルルポール麹町 マーブル
※ハイブリッド方式で開催予定

2) 令和4年度 事業計画案、予算案について

公益各事業・運営委員会計画、法人運営、
予算案について承認。

3) 第21回 東洋療法推進大会in埼玉について

日時：10月23日・24日
会場：ホテルハリテイジ(埼玉県熊谷市)
※ハイブリッド方式で開催予定

4) その他

労災保険特別加入について
連盟：鍼灸マッサージを守る決起集会について



第15回 地域健康づくり指導者研修会報告

令和4年2月20日、TKPスター貸会議室四谷に於いて、第15回地域健康づくり指導者研修会の収録が行われた。

テーマは「介護×東洋医学」～日本の介護を鍼灸マッサージで支える～。

はじめに、日名子まき氏(厚生労働省老健局老人保健課介護予防栄養調整官)をお招きし、「介護予防最新情報～鍼灸マッサージ師が取り組むポイント～」をテーマにご講演をいただいた。

講演では、高齢者の活動参加を促すため専門職やボランティア等の活用が薦められた結果、65歳以上の通いの場の取り組みが徐々に増えていること、ボランティアポイントの活用によって参加者を増やす取り組み、ICTを活用したWEB参加もできる教室など様々な具体例が紹介された。

その後の座談会では、まず、小川眞悟氏(業務執行理事・学術委員長)から川崎市での事例紹介、長嶺芳文氏(副会長・財務委員長)からは地域健康づくり指導者研修会についての現状と課題、朝日山一男氏(理事・スポーツ災害対策担当)からは、寺子屋活動として「人生わくわく船」を組織したこと等が語られた。

最後に、日名子氏から、座談会で発表された取り組みについて大変良い評価をいただき、今後の地域健康づくり指導者研修会が、介護分野に一步を踏み出すきっかけになる研修会になることを願う旨のお言葉をいただいた。



- ・今回収録された内容は、3月1日から3月31日までオンデマンド配信されました。
- ・視聴後400字以上のレポート提出により、地域健康づくり指導者研修会10単位を取得。
- ・視聴後のアンケート回答で記載されたメールアドレス宛に今回の研修会の資料を送付しました。
今後も引き続き、地域健康づくり指導者研修会をよろしく願います。

(介護委員 高野広行)

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の 労災保険特別加入 Q&A

Q 給付基礎日額はどのように選んだら良いですか？

A 給付基礎日額は保険料と給付額に影響しますので、現在の所得水準に見合った給付基礎日額(目安としてはご自分の年収を365で割った日額に近いもの)をご選択いただくことをお勧めいたします。

給付額の例(給付基礎日額1万円の場合)

・休業補償給付(20日間休業した場合)

休業3日目までは待機期間となります。休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の80%相当額が支給されます。

①休業(補償)等給付 1万円×60%×(20日-3日)=10万2千円

②休業特別支給金 1万円×20%×(20日-3日)=3万4千円

・療養(補償)給付は、給付基礎日額とは関係なく必要な治療が無料で受けられます。

(労災指定病院以外で治療を受けた場合は、一旦費用を全額立替えていただき、後日労基署へ療養の費用の請求をすることになります。)

Q 給付基礎日額は変更できますか？

A 給付基礎日額は保険年度毎(4月から翌年3月)に変更することができます。(保険年度の途中では給付基礎日額を変更することができません。)毎年1月下旬から2月頃に「更新のご案内」をさせていただきます。

Q 鍼灸院(株式会社)の代表取締役です。現在は労働者は雇用していませんが、一人親方等として労災保険に特別加入ができますか？

A 株式会社の代表取締役の方も、労働者を使用する日の合計が1年間で100日未満であれば労災保険に特別加入できます。

例)労働者Aさん 年間50日間使用、労働者Bさん 年間49日間使用の場合、年間100日未満のため、特別加入できます。

なお、労働者を年間100日以上使用している方でも、労働者数が100人未満であれば中小事業主等*として特別加入することができます。(参考:特別加入制度のしおり(中小事業主等用))

※中小事業主等の特別加入をご検討の方、お見積りをご希望の方は下記のオータ事務所労働保険協会までご連絡下さい。

*労働者数100人以下(サービス業の場合)であれば中小事業主等として加入できます。この場合代表者は数に含めません。

Q 鍼灸院(自営業)と公務員(非常勤扱いのため労災加入)を兼業しています。この場合、労災(補償)給付はどのようにおこなわれるのでしょうか？

A 公務員(非常勤扱いのため労災加入)の部分の平均賃金と特別加入で選択した給付日額を合算して給付日額が決まります。

Q 新型コロナウイルスに感染した場合、労災保険の補償対象となりますか？

A 労働基準監督署において、個別の事案ごとに業務の実情を調査の上、業務との関連性(業務起因性)が認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

Q 家族で仕事をしていますが、家族のうち誰か一人が加入すれば家族全員が労災(補償)給付の対象となりますか？

A お一人様ごとに特別加入していただく必要があります。



※5月の特別加入の申込締切は4月15日13時までとなります。

・労災特別加入補償開始日は基本的に毎月1日開始となります。

・申込締切は補償開始月の前の月、15日13時。(15日が土日祝日の場合は前営業日)

ご検討されている方はお早めにお申込手続きをお願いいたします。

お問合せ：オータ事務所労働保険協会 TEL：03-3340-5428

(日本鍼灸マッサージ協同組合)

医者いらす

健康長寿
処方箋98



健康科学研究所所長・大阪市立大学医学部名誉教授 井上正康

井上正康先生は、癌や生活習慣病を「活性酸素」やエネルギー代謝の観点と、地球や生命の歴史という大きな視野で研究されている国際的研究者です。現在、多くの府県師会主催の公開講座で講演され大好評を博しています。ぜひ貴師会でも!!
ご連絡はURLより。<http://www.inouemasayasu.net>

~~~~~

2019年に新型コロナ騒動が始まって以来、無数の変異株が誕生し、感染力の強い新株が旧株を上書きして「PCR陽性波」を6回も可視化してきた。2021年秋にはオミクロン株が誕生して瞬く間に世界中に拡散した。新型コロナ第5波のδ株までは血管内皮細胞ACE2標的型であり、血管障害と血栓症を誘起するウイルスであった。一方、オミクロン株はACE2への結合力は残っているが、スパイクに32箇所の変異があり、プラス荷電のアミノ酸が7個も増加した為に負荷電の細胞膜表面に強く結合するウイルスとなった。これが旧型風邪コロナの約60倍もの感染力を獲得した理由であり、これを防ぐ方法は無いと思われる。

ウイルス感染症には特効薬がなく、己の免疫力で戦うしかない為に、免疫系を刺激するワクチンが有効と信じられてきた。半世紀前には病原体を殺菌又は弱毒化した「死菌ワクチン」や「生ワクチン」が用いられていたが、後者はしばしば重篤な副反応を起こし、前者は菌体構造変化により有効性が低かった。その為、私の大学院での最初の研究テーマは「安全なワクチンを開発すること」であった。その当時、分子生物学が飛躍的に進歩して抗原蛋白質を遺伝子工学的に大量生産可能となり、安全な「成分ワクチン」の製造が可能となった。その為に私の研究も生体防御学や活性酸素制御学へと移って行った。それから半世紀の時を経た2020年にワクチンと再開することになったが、それはDNAやmRNAを用いた新規遺伝子ワクチンが主体であった。前者はウイルスベクターを用いたアストラゼネカ社製DNA型のごとく、遺伝子組み替えにより体内でスパイクを半永久的に産生させる仕組みである。一方、ファイザー社やモデルナ社のワクチンは、mRNAを脂質ナノ粒子に封入してポリエチレングリコール(PEG)でコーティングしている。このmRNAのウラシル(U)はメチル化(シュドウラシル)されており、体内で極めて分解されにくい「長時間作用型mRNA」となっている。天然のmRNAは数十分~数時間で分解されるが、mRNAワクチンは数週間以上も体内でスパイクを産生し続ける。このワクチン粒子の体内動態をネズミで300時間解析(β相半減期は約1週間)し、48時間後までの臓器蓄積量が示されている(厚労省)。その多くは肝臓、脾臓、骨髄などに集まるが、副腎、卵巣、精巣上体をはじめとする多様な組織にも高濃度集積してスパイクを長期間産生し続ける。多くの免疫学者や感染症専門家達はこのようなデザインや特性を絶賛した。

しかし、北欧の国々でアストラゼネカ社DNAワクチンを接種した直後から重篤な副作用で高齢者を中心に血管障害や血栓症で死者が続出した。この為に多くの国々でDNA型ワクチンが拒否され、行き場を失なった約8,000万回分が日本枠として回されてきた。その経緯を知っていた日本政府は国民への接種を躊躇したが、中国との関係でワクチンが入手困難だった台湾に数百万回分を譲渡した結果、台湾で多くの高齢者が亡くなられた。この為に日本では主にファイザー社やモデルナ社のmRNAワクチンが使用されることになった。ワクチンの接種開始で欧米に遅れた菅前首相と河野太郎ワクチン大臣は毎日百万回接種を目標に接種数を伸ばし、一気にワクチン先進国に仲間入りした。皮肉なことに、その頃にはワクチン先進国のイスラエルやシンガポールで2回接種後に「ブレイクスルー感染」が起こり、前宣伝とは大きく異なり「感染予防効果」がほとんど無いことが判明していた。接種後に抗体価が速やかに低下

することから、「感染予防効果は無いが、重症予防効果はある」と主張を変えて3回目のブースター接種を強行した。しかし、ブースター接種を行ったイスラエルやシンガポールなどでは直後から感染が増加し始めた。これに怯えたイスラエルでは免疫力を更に増強する目的で4回目の接種が行われ、期待とは逆に感染爆発により重症者が激増している。同様の感染爆発は頻回接種した他の国々でも起こり、带状疱疹やカンジダ症などの日和見感染症やがんが増加する免疫不全病態が誘起されることが判明した。事実、mRNAのシュドウラシルが免疫制御分子TLRを介して自然免疫系を抑制し、様々な感染症を促進することが報告されている。

実は、パンデミックのドサクサで緊急承認されたmRNAワクチンは、第3相試験の一部と第4相臨床試験も終了しておらず(厚労省)、2023年5月に安全性や有効性が判明する試験中薬である。その為、遺伝子ワクチンを接種された何十億人もの人々は全て「ボランティア」であり、ファイザー社などには「全副作用に対する免責」が与えられており、結果の全責任は購入政府が負う契約となっている。しかも、「納期が遅れて無効となっても契約分の購入義務があり、全副作用を長期間公表してはならない」とのことである。この様に「異常な購入契約」は歴史上類を見ない。

実はファイザー社のmRNAワクチンに関する内部資料で、2021年4月の時点で1,291種類もの副作用が認められていた。42,086名の解析での有害事象は、死亡例1,223名、回復不能例11,361名、深刻な後遺症520名、重篤症状から回復中が19,582名と報告されていた。厚労省が後に重篤副反応と認めた「心筋炎」は元より、女性の不正性器出血や想像を絶する多様な副作用が記載されていた。この様に無数の重篤副作用が判明していたにも関わらずワクチンを販売し続けるファイザー社や接種し続ける政府や厚労省は狂気の沙汰である。現在、様々な重篤副作用が世界中で認められ、ワクチン先進国は修羅場を迎えつつある。このような情報は当然政府や厚労省にも入っているが、それに対して声を上げる者は誰一人居らず、「国会や党内でのワクチンの議論はタブー」とされて異常な沈黙が続いている。このような状況で「コロナで一人も死んでいない11歳以下の子供や幼児にまでワクチンを接種させる狂気」が暴走している。多くの先進国では様々な規制やワクチンパスポートなどが廃止されているが、情報鎖国の日本は一人負けしている。外資メガファーマに乗っ取られた日本医学界、御用学者、主要メディアのインフォデミックが「ワクチン販売宣伝」を垂れ流し、次の時代を担う子供達に取り返しのつかない人災被害を与えつつある。既に接種された小学生の約1割近くが登校出来ない状態になっていると報告されている(泉大津市)。

喉粘膜に限局性に感染して大半が無症状のオミクロンに対して現存のワクチンは「百害あって一利なし」である。現在、北海道から沖縄までの医師が『全国有志医師の会』を結成し、政府、医学界、地方自治体、及び国民に遺伝子ワクチンの危険性を訴えて子供達の被害を抑制する活動が始まり、筆者も『厚労省のデータのみでワクチン賛成派と反対派に重要な事実』を伝えている。読者諸氏も正しい情報(<https://youtube.com/VHKxPhgw3po> & <https://vimeo.com/690145496>)を共有し、大切な家族と未来有る子供達の生命を守っていただきたい。



## 「遺伝子ワクチン」と狂気の医療犯罪」



# Dr. タコのお気軽クリニック

## 黄砂にご注意！



原発事故以来、放射能の観測値を気にしている方も多いことでしょう。そして、日本各地で微量ながら放射能が検出されることに驚かされます。以前から観測される放射性セシウム137は大陸由来のものがあり、これに黄砂が関与していることが確認されています。

春になると車体や干したシーツが黄色いホコリで汚れることに気がつきます。これが黄砂です。黄砂は大陸内陸部の砂漠や黄土高原など、乾燥・半乾燥地域で、風によって数千メートルの高度にまで巻き上げられた土壌・鉱物粒子が偏西風に乗って日本に飛来し、大気中に浮遊あるいは降下する現象です。黄砂は乾燥と共に飛来量が増加するため、温暖化による地球の砂漠化も黄砂増加の要因の一つかもしれません。

気象状況により変動しますが飛来は比較的長期にわたり、3月から5月にかけて多く、西日本だけでなく広く全国各地で、量に違いはありますがほぼ一年中みられます。自然現象ですが、視界不良や汚染の他に、土地や森林への影響、さらには大国の公害が加わることで、人体への影響が問題視されています。

黄砂自体は直径4ミクロンほどで、スギ花粉の30~40ミクロンに比べてとても小さく、それ自体はアレルギー物質ではないとされます（PM2.5は2.5ミクロン）。しかし「黄砂アレルギー」といわれる様々な症状を引き起こします。飛来する途中で付着した細菌やカビの死骸、金属、化学物質が引き金になると考えられていて、花粉症と同じように目や鼻、気管支、皮膚などに、アレルギー性の結膜炎や鼻炎、さらには喘息のような症状を引き起こします。春はスギ・ヒノキ花粉症と重なって症状が酷くなる人もいます。

肺の奥まで入り込むため、大気汚染物質（窒素酸化物や硫酸酸化物など）が付着して、これを吸い込むことに

より気道を刺激し、咳や痰、喘息などの呼吸器症状を引き起こしている可能性があります。実際、中国や韓国では気管支喘息や慢性閉塞性肺疾患（COPD）の増加が問題となっているのです。

日本でもこの時期、鼻汁、肌の荒れやかゆみのようなアレルギー症状や、風邪のような喉の痛み、頭痛、熱、また風邪を引いた後、しつこい咳に悩まされる方も多そうです。花粉症とも重なり、因果関係の証明は難しいのです。しかし放射性物質と同様、目に見えないこと、持続的にさらされる蓄積効果などを考慮して、早めに個人で対策することは無駄ではないでしょう。

対策としては屋外でのメガネやマスク（N95というウイルスにも有効なものがお勧めです）のほか、飛散が多いときはシーツや布団、枕カバーを外で干さない、肌の露出を控えて入浴やシャワーで洗い落とすなどです。室内に黄砂を持ち込まないようにして黄砂に触れる機会を減らしましょう。換気は逆効果ですが、新型コロナ・花粉症対策に準じるイメージで良いと思います。もちろん掃除や禁煙も大事です。

黄砂の飛散状況は気象庁のホームページなどで確認できます。過度に怯える必要はありません。想定して対策を行い、あとは身体を養生しながら元気に暮らしましょう。

**Dr. タコ** 昭和40年生まれ、慶應義塾大学医学部卒。  
田んぼに囲まれたふるさとで診療する熱き内科医。



### 介護の言葉 ⑳

専門用語って、「聞いたことはある」けれど、正確に説明しようとするのが難しいものです。もう一度介護の用語を確認し直して、他職種連携に役立てましょう。

#### ◆事前評価(アセスメント)

ケアプランの作成にあたって、事前に利用者の身体機能や生活環境を把握し、問題点や課題、希望などを調査の上、分析・評価すること。

#### ◆身体拘束

身体の動きを抑制したり、向精神薬などを過剰に服用させること。利用者の権利やQOLを損なう危険性があるとの視点から、介護保険法において禁止されている。



#### ◆ストレッチャー

寝かせた状態で移動できる車付き寝台のこと。



#### ◆在宅酸素療法

HOT(ホット；Home Oxygen Therapyの略)といわれることもあります。

呼吸不全の人が自宅で空気の酸素濃縮装置を使用して酸素吸入を行う療法です。これによって酸素濃度レベルが低下している人に必要な量の酸素を供給することができます。

(広報IT委員 中川紀寛)

## 相続について考える（その2）

顧問弁護士 井上雅人



前回に引き続き、相続についてお話しします。

遺産の大半が負債の場合や、負債だけしかない場合には、一般的に相続人は相続放棄を選択すると考えられます。相続を放棄すると初めから相続人ではなかったとみなされて、負債を引き継ぐことはなくなります。相続放棄の手続は、亡くなった被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所へ「相続放棄の申述」をすることにより行います。大事なことは、この手続ができる期限内で、「相続の開始があったことを知った時から3か月以内」に行わなければならない。この3か月の期間は「熟慮期間」と呼ばれています。

「相続の開始があったことを知った時」とは、被相続人が亡くなったことを知った日ということで、一般的には亡くなったその日に知ることが多いと思いますが、例えば、二人兄弟で、長年にわたって付き合いがなく音信不通状態で、互いにどこに住んでいるかも知らなかったような場合に、兄が亡くなったときのことを考えてみましょう。兄に配偶者や子がおらず、両親も既に亡くなっている場合には、弟が法定相続人になります。しかし、このような兄弟の関係性から、兄が亡くなったその日に弟がその事実を知ることはまずなく、ある程度後になってから第三者（例えば、病院や警察、自治体の職員など）から連絡が入って知ることになると考えられます。このような場合は、兄が亡くなったという連絡を受けたその日が「相続の開始があったことを知った時」となるので、その日から3か月以内に相続放棄の申述をすればよいことになります。

もっとも、兄死亡の連絡を受けた弟は、兄の生前の生活状況等は全くわからず、もちろん遺産の内容も不明です。そこで、死亡の連絡をもらった先に色々事情を聞くこととなりますが、故人の財産の内容まで把握されている場合は少なく、相続放棄をするか否かを直ちに判断することは難しいといえます。入手した情報から兄の自宅が分かれば、一度そこに出向いてみることも考えられます。ここで注意しなければならないことは、この時点ではまだ兄の遺産を相続すると決まっておらず、後に判明する遺産の内容によっては相続放棄する可能性があることです。民法には、「相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき」は、相続をしたものとみなすという規定があります(921条1号本文)。例えば、自宅の室内にあった、ある程度価値のある物を売ってしまったり、他人にあげたり、又は壊したりした場合です。このような行為をした者は、その財産を自分のものとして処分する意思があったとみることができるため相続をしたとみなされます。

話を戻します。遺産の存否の手かりになるものとしては郵便物があります。銀行からの郵便物があれば、口座があった銀行・支店名がわかる場合もありますし、年金機構からの通知書があれば、一定の手続きをとれば年金事務所で年金の振込口座を教えてもらうことも可能です。調査が困難な場合には弁護士に依頼がくることもあります。ただ、弁護士だからといってすぐに遺産を見つけ出せるものではないので、兄の生活圏にある銀行や証券会社等の金融機関に口座の有無を問い合わせるなどして調査します。照会を受けた金融機関からは、口座の有無、有る場合には残高等について回答を得ることができます。また、不動産については、兄が住んでいた自宅が賃貸物件でなければ、建物とその敷地の登記簿謄本をとることで所有者が判明します。

遺産調査にかなりの日数を要すると見込まれる場合には、家庭裁判所に申し出て3か月の熟慮期間を伸ばしてもらうこともできます。その手続は、兄の住所地を管轄する家庭裁判所へ、「相続の承認又は放棄の期間延長」の申立を行います。申立にあたっては、今述べたような状況を記載して、3か月では調査を終えられないことを説明します。伸ばしてもらうことができる期間は、事案の内容によって様々ですが、私の経験では、3か月～6か月程度が多いのではないかと思います。その期間でも足りない場合には、さらに申立をして延長が認められる場合もありますが、最初の伸長の申立よりも審理は厳しくなると考えられます。

このような調査を経て、亡兄にはマイナスの遺産しかなかった場合は、前述した伸長が認められた期間内に相続放棄の申述を行います。逆に、プラス財産があった場合(マイナス財産もあるが、プラス財産の方がある程度大きい場合等)に相続する場合は、そのまま何もしなければ(申述期間内に放棄の手続きをしなければ)相続をしたことになるので、特に手続は入りません。

最後に、このような場合を考えてみてください。弟は、兄の知人という人物からの連絡で、兄が亡くなった数日後に死亡の知らせを受けました。しかし、弟は、兄のことには一切関わりたくないという気持ちが強く、遺産の調査や、上記の期間伸長の申立もしませんでした。すると、兄に1,000万円の負債があったようで、兄の死亡の知らせを受けた1年後に、銀行から弟に請求書が届きました。このような場合、弟は兄の借金を返済していくしかないのでしょうか。この答えはまた次回とさせていただきます。



# 令和3年度 認定訪問マッサージ・認定機能訓練指導員 実技講習会開催

令和3年度認定訪問マッサージおよび認定機能訓練指導員講習会(実技講習)が、コロナ禍の状況を鑑み、オンデマンドにより令和4年2月5日から20日まで配信により開催された。

実技講習の内容は、それぞれの現場で求められる身体機能評価として関節可動域検査(ROM-T)、徒手筋力検査(MMT)、日常生活動作検査(ADL-T)、機能回復訓練の①目的②測定方法③注意事項について座学・実技が行われた。講師は、中山恭秀先生(東京慈恵会医科大学医学部医学科リハビリテーション医学講座准教授・東京慈恵会医科大学付属病院リハビリテーション科技師長)および松村天裕先生(東京医療福祉専門学校 東洋医療学科)が務められた。

また同時に開催されている認定機能訓練指導員の実技では、(公社)全日本鍼灸マッサージ師会副会長の長嶺芳文先生より体力測定の実技指導が行われた。

参加者からは、実技が対面で行われなかったことが残念であったとの声が多く寄せられ、実行委員会としても大変心苦しく思っており、来年度は、ぜひ参加者が会場に集い、より丁寧な実技指導ができるよう準備していきたいと考えています。

本講習会の主催は、(公社)全日本鍼灸マッサージ師会をはじめとする関連7団体がまとまり運営する東洋療法将来研究会(旧マッサージ等将来研究会)で、主催者から本講習会の趣旨は、今回の講習を受講することで、共通のフォーマットによる報告書が作成でき、地域包括ケアシステムにおいて医師や訪問マッサージに係わる医療・介護関係者との連携を深めることが出来るよう学んでほしい旨のコメントがあった。

(認定訪問マッサージ実行委員会)

## 令和4年度 定時総会開催のお知らせ

定時総会を下記の通り開催いたしますので、任期中の代議員各位のご出席(※ハイブリッド形式予定)をお願いいたします。代議員には別途ご案内文書をお送りしますので、出欠等については必ず期限内にご回答下さいますようお願いいたします。(事務局)

- 日 時 令和4年5月22日(日) 12時～ 会場受付開始
- 場 所 ホテルルポール麹町 マーブル ※ハイブリッド形式で開催予定  
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-3 (※地下鉄「麹町駅」「永田町駅」下車)
- 内 容 定時総会 13時～17時

【参考】5月23日(月)は協同組合総代会、連盟総会(鍼灸マッサージを守る決起集会含む)を開催予定です。

## 令和4年度 行事カレンダー (予定)

| 日 程       | 行 事 名                                                                                     | 場 所     |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 5月22日     | 令和4年度 定時総会 ※ハイブリッド形式                                                                      | 東京(麹町)  |
| 5月23日     | 令和4年度 日本鍼灸マッサージ協同組合総代会 ※ハイブリッド形式<br>令和4年度 全日本鍼灸マッサージ師連盟総会 ※ハイブリッド形式<br>(鍼灸マッサージを守る決起集会含む) | 東京(麹町)  |
| 8月27・28日  | 令和4年度 スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会 ※ハイブリッド形式                                                       | 大阪(大阪市) |
| 10月23・24日 | 第21回 東洋療法推進大会in埼玉 ※ハイブリッド形式                                                               | 埼玉(熊谷市) |
| 11月13日    | 令和4年度 都道府県師会会長会 ※ハイブリッド形式                                                                 | 東京(赤坂)  |
| 12月       | 第5回 DSAM災害支援鍼灸マッサージ師合同育成講習会                                                               | 未定      |
| 令和5年3月    | 第16回 地域健康づくり指導者研修会 ※オンデマンド                                                                | 東京      |

※コロナ禍の影響により変更になることもあります。

Information インフォメーション

研修会・イベント開催予定

各地での研修会・イベント情報をお知らせいたします。多くの方のご参加をお待ちしています。  
 詳細・申込については各師会事務所へお問い合わせ下さい。(変更・中止等がある場合もありますので必ず事前にご確認下さい)  
 なお、全鍼師会HP：トップページ内「全鍼ニュース」もご参照下さい。

| 月日    | 師会名 | 時間            | 場所                | 内容         | 一般参加 | 参加費 | 生涯研修単位 |
|-------|-----|---------------|-------------------|------------|------|-----|--------|
| 4月3日  | 石川  | 10時30分～12時30分 | 石川県庁平和町分室【ハイブリッド】 | 第1回 加賀・三策塾 | 可    | 無料  | 2単位    |
| 4月29日 | 石川  | 8時～17時        | 金沢市               | 金沢ウォークケア活動 | 不可   | なし  | 5単位    |
| 5月1日  | 石川  | 10時30分～12時30分 | 石川県立盲学校【ハイブリッド】   | 第2回 加賀・三策塾 | 可    | 無料  | 2単位    |

※研修単位は会員のみ

●発行所 公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-12-17  
 FAX 03-3359-2023  
 TEL 03-3359-6049

●購読料 年三、六〇〇円 ●定価 三〇〇円

協同組合 ニュース

110番補償制度（医療事故等に備える賠償保険）は6月1日更新です。

今年も110番補償制度更新の時期となりました。ご加入いただいている皆様には3月に更新案内をお送りしていますので、案内に従って手続きをお願いします。未加入の先生方でご希望の方には新年度パンフレットをお送りしますので、協同組合までご連絡下さい。

「これまで長年事故とは無縁だから大丈夫」とは言えません。まさか！ということがいつ起きるかわからない世の中です。備えはできていますか？

お問い合わせは **日本鍼灸マッサージ協同組合** 電話 03-3358-6363 FAX：03-6380-6032 ✉ jamm@jamm.or.jp

編集後記

4月は「卯月(うづき)」出会いと別れの季節ですね。先日、娘の高等学校卒業式に出席してまいりました。コロナウイルス感染症の影響で校歌斉唱等は省かれましたが卒業式っていいものですね。皆さんは、子供の卒業式で泣きますか？それとも泣かないですか？私は毎回必ずとっていいほど泣いてしまいます(\*ノw)。涙が出ないように我慢するのですがどうしてもこらえきれず泣いてしまいます(笑)。改めて涙の理由を考えると子供の成長を実感したり、入学式が「出会い(希望)」であれば、卒業式は「別れ(感謝)」だと感じるとともに卒業式って本当に感動的で素敵な儀式でした。鍼灸マッサージ師も患者さんとの出会いと別れを繰り返す職業です。「希望」と「感謝」を忘れず感動的で素敵な人生をおくりたいと思います。

(広報IT委員 中川紀寛)

全鍼師会 110番補償制度 好評発売中！

この制度は会員の先生方が、安心して日常の業務に専念いただけるよう、不慮の施術事故をはじめ院内施設の不備や日常生活の事故により損害賠償責任を負った時に、その損害をお支払いするものです。  
**※会員以外の方は加入できません。(更新日6月1日)**

| セ ッ ト ( 型 ) 名 |            |                | 新 D X 型  | 新 O 型   |
|---------------|------------|----------------|----------|---------|
| 年間保険料 + 制度運営費 |            |                | 10,000円  | 8,760円  |
| 支払限度額         | 業務に基づく事故   | 対人             | 1 事故 2億円 | 1億円     |
|               |            | 1 年間           | 6億円      | 3億円     |
|               | 業務施設に基づく事故 | 対人             | 1 名 1億円  | 5,000万円 |
|               |            | 対物             | 1 事故 2億円 | 1億円     |
| 被害者治療費等       | 対人         | 1名・1事故 通院 3 万円 |          |         |
| 日常生活に基づく事故    | 対人・対物      | 1 事故 3,000万円   | 3,000万円  |         |

■お問合せ **日本鍼灸マッサージ協同組合**  
 TEL (03) 3358-6363

■元受保険会社 **三井住友海上火災保険株式会社**

発行所 〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-12-17 全鍼師会会館内  
 公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会  
 TEL.03-3359-6049 FAX.03-3359-2023

全鍼師会 ホームページURL <https://www.zensin.or.jp> E-mail [zensin@zensin.or.jp](mailto:zensin@zensin.or.jp)  
 協同組合 ホームページURL <http://www.jamm.or.jp> E-mail [jamm@jamm.or.jp](mailto:jamm@jamm.or.jp)

名称 鍼灸マッサージ情報誌 月刊東洋療法  
 代表者 伊藤 久夫  
 郵便振替 00160-8-31031  
 銀行口座 りそな銀行 新宿支店 普通口座 1717115  
 名義/公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会

発行人 伊藤 久夫  
 編集人/広報IT委員長 廣野 敏明  
 購読料 年3,600円 円共

口座名のフリガナは「シヤ)ゼンニホンシンキユウマッサージシカイ」となります